

答申第 1138 号

諮問第 1805 号

件名：愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業に係る民間事業者へのヒアリング
結果の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業に係る民間事業者へのヒアリング結果（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、民間事業者回答部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 6 年 6 月 4 日付けで行った開示請求に対し、知事が同月 18 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

当該文書は、令和 6 年 3 月 29 日に実施された本件事業の入札の不落を受け、民間事業者にヒアリングを実施した結果を記録した文書である。

これらの文書には、ヒアリングを実施した民間事業者名、事業者の個人の氏名（当該個人の所属名及び職名を含む。以下同じ。）、ヒアリングの質問項目及び民間事業者回答が記載されており、入札が不落となった要因の究明や今後の対応の方向性を検討するために民間事業者から聴取した情報が記録されている。

(2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求の趣旨として、行政文書一部開示決定のうち、ヒアリング回答部分の開示を求める旨を主張し、その理由として、当該行政文書に記録された情報は、公にしても事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく、条例第 7 条第 6 号に該当しない旨主張している。

したがって、本件審査請求の対象となる部分は、別表の開示しないこととした部分のうち、民間事業者回答部分であると解されるため、以下当該部分を不開示しないこととした理由について述べる。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

民間事業者回答部分には、本件事業に関するヒアリングにおいて、民間事業者が回答した内容が記載されている。回答には、各事業者が自らの事業活動によって得た固有の業界情勢に関する情報、本件事業への参加意欲、具体的な整備手法等に関する情報が記載されており、これらは各事業者のノウハウに関する情報である。これらの情報が公になると、各事業者の経営方針等が明らかになるとともに、各事業者の蓄積されたノウハウを流出させることとなり、各事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、民間事業者回答部分は、条例第7条第3号イに該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

民間事業者回答部分には、前記(3)において述べたとおり、各事業者の内部管理情報やノウハウに関する情報が記載されており、これらの情報が公になると、各事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、各事業者はヒアリングの場において率直な意見交換を行うことをためらい、その結果、十分なヒアリングが実施できなくなり、本件事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、民間事業者回答部分は、条例第7条第6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、民間事業者に対して実施した本件事業に係るヒアリング（以下「本件ヒアリング」という。）の結果が記載された文書である。

(2) 本件審査請求について

本件一部開示決定において、本件行政文書のうち開示しないこととした部分並びに開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由については、別表のとおりである。

審査請求人は、審査請求書、反論書及び令和6年7月9日付け釈明書において、別表の1欄に掲げる部分のうち民間事業者回答部分について、条例第7条第6号に該当しない旨を主張している。

このことから、当該部分が条例第7条第6号に該当するか否かについて、以下検討する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

実施機関によれば、民間事業者回答部分には、各事業者の内部管理情報やノウハウに関する情報が記載されており、これらの情報が公になると、各事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、各事業者はヒアリングの場において率直な意見交換を行うことをためらい、その結果、十分なヒアリングが実施できなくなり、本件事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審査会において民間事業者回答部分を見分したところ、本件事業に関する本件ヒアリングの対象となった 10 社の民間事業者からの 10 項目の質問についての具体的かつ詳細な回答内容が記載されていた。

この情報には、当該事業者による本件事業に対する詳細な分析や見解が示されており、この情報を公にすることにより、当該事業者の経営方針等が明らかとなることで、今後同種のヒアリングに際して、事業者が実施機関との率直な意見交換をためらい、その結果、県が行う同種のヒアリングや施設整備事業等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、民間事業者回答部分は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 実施機関のその他の主張について

民間事業者回答部分は、条例第 7 条第 6 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 3 号イ該当性を論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

民間事業者回答部分の条例第 7 条第 6 号該当性については、前記(3)で述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
・ 事業者の個人の氏名	条例第7条第2号に該当 事業者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため
・ 民間事業者名の分かる部分	条例第7条第6号に該当 愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業の事業検討に関する情報であって、公にすることにより、今後のヒアリングにおいて、対応者が率直な回答を述べることをためらい、十分なヒアリングが実施できなくなるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
・ 民間事業者回答部分	条例第7条第3号イに該当 法人の内部管理情報又は事業上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地その他正当な利益を害するおそれがあるため 条例第7条第6号に該当 愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業の事業検討に関する情報であって、公にすることにより、今後のヒアリングにおいて、対応者が率直な回答を述べることをためらい、十分なヒアリングが実施できなくなるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 8 . 9	諮問（弁明書の写しを添付）
6 . 9 . 2 0	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
7 . 1 . 2 3 (第 699 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
7 . 2 . 2 5 (第 701 回審査会)	審議
7 . 3 . 2 6	答申